

廃プラスチックに関する貿易規制と資源循環 バーゼル条約附属書改定の意義

Trade Restriction on Waste Plastics and Resource Circulation

○ 小島道一*
Michikazu KOJIMA

1. はじめに

2017年まで世界全体のプラスチックの資源循環は、中国に依存したものだ（小島道一 2018）。2016年の廃プラスチックの貿易量を見ると、世界全体の貿易量のうち6割ほどが最終的には中国に向かっていた。しかし、2017年7月、中国は、同年末から工場発生未使用の廃プラスチックを除き、廃プラスチックの輸入を同年末から禁止することを発表した。また、再生資源の輸入を行ってきた企業に対する集中的な検査を行い、不十分な排水対策、残渣の不適正な処理などを摘発し、輸入ライセンスを取り上げる措置を進め、2017年後半には、廃プラスチックの輸入量が減り、2018年に入ってから、前年の輸入量の1%を切る量まで減少した。

本稿では、中国の輸入規制の中で、明らかになってきたグローバルなプラスチック資源循環の課題を明らかにする。そのうえで、2019年5月に開催されたバーゼル条約の締約国会議で決定された廃プラスチックの一部を事前通告・同意の対象とする附属書の改定の意義について検討する。

2. 分析方法

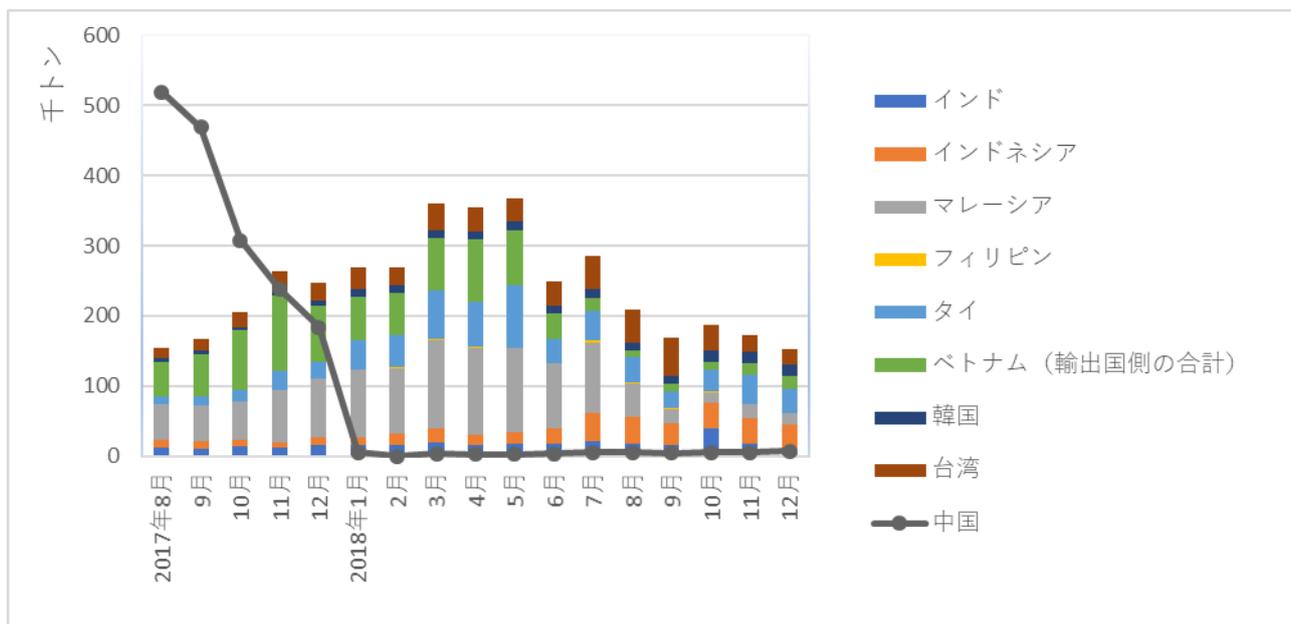
各国の貿易統計に基づき、貿易量の変化を示すとともに、各国の報道、関係者へのインタビューに基づき、廃プラスチックのリサイクルおよびその貿易に関する課題について明らかにする。また、バーゼル条約締約国会議資料などに基づき、廃プラスチックの一部を事前通告・同意の対象とする附属書改定の内容を示すとともに、その意義について検討する。

3. 中国の廃プラスチックの輸入規制に伴う貿易の変化と課題。

中国政府は、2017年、廃プラスチック輸入企業に対する検査、輸入ライセンスの取り上げなどを進め、中国の廃プラスチックの輸入は、同年後半には急減していった。2018年1月には、輸入量が前年の1%以下の水準まで落ち込み、工場発生未使用の廃プラスチックの輸入も禁止された2018年末以降、輸入がなくなっている（図1参照）。

* 日本貿易振興機構アジア経済研究所 Institute of Developing Economies, JETRO (東アジア・ASEAN 経済研究センターに出向中)
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2 TEL&FAX 043-441-3834
E-mail: Michikazu_Kojima@ide.go.jp

図1 中国およびアジア諸国の廃プラスチック輸入量



出所：Global Trade Atlas のデータをもとに筆者作成

中国の代わりに、東南アジア諸国の廃プラスチック輸入量が増加したが、公害対策が十分でなく、残渣を野焼きするなど環境汚染を引き起こした（Greenpeace Southeast Asia 2019）。東南アジア諸国も輸入規制も強化し、廃プラスチックの輸入量は、中国の規制前の水準に戻っている。

公害対策投資が行われなかった背景の一つに、中国が輸入規制を緩めるかもしれないと考え、投資を控える業者が少なくなかった。

4. バーゼル条約の附属書改定とその意義

2019年5月バーゼル条約の第14回締約国会議では、同条約の附属書 II、VIII、IX を改定して、汚れたプラスチック等を事前通告・同意の対象とすることがきまった。中国が輸入規制を緩和したとしても、汚れたプラスチック等についてはバーゼル条約の手続きが必要となるため、破碎、洗浄、ペレット製造をおこなうための投資が進むと考えられる。

5. 結論

2019年5月に開催されたバーゼル条約締約国会議では、附属書が改定され、規制対象とする廃プラスチックが明示的に示される形となった。選別・洗浄に関する投資を進めむと感られる。一方、島嶼国など、廃プラスチックの発生量が少ない国に対しては、簡易な分別・洗浄などを進める一方、通過国・輸入国と協定を結んでバーゼル条約上の事前通告・同意の手続きを簡素化し、スムーズに他の国・地域へ送れるようにする必要がある。